

1. 退職前後の届け出・手続き

平成29年4月1日現在

在職中は、健康保険・年金などの手続きをすべて会社がやってくれます。また、わからないことは会社が親切に教えてくれます。しかし、会社を退職したら、それらのすべての手続きは自分でやらなければなりません。

退職前後には、やらなければならない手続きがたくさんあります。必要な時期に、慌てることなく手続きを進めるためには、事前に書類を揃えたり、何をしなければいけないのか整理しておいたりして、しっかりとした準備が必要です。



【退職前後の届け出・手続きスケジュール】

	医療保険	年金	雇用保険
ポイント	退職したら、名古屋葉業健康保険組合を脱退しなければなりません。その後は自分に合った健康保険に加入します。	老後の経済的な支えとなるものです。60歳までは国民年金に加入しなければなりませんし、年金を受けられる場合には本人が請求しなければ受けられません。	退職後の生活を安定させ、安心して就職活動を行えることを目的とした雇用保険制度を十二分に活用しましょう。
1 退職前	退職後に加入する健康保険を決定 名葉健保の所在地や電話番号を確認 名古屋葉業健康保険組合 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-1-35 業務課(ダイヤル・イン) TEL.052-211-2439 FAX.052-231-4964 総務課(ダイヤル・イン) TEL.052-211-2294 FAX.052-201-1678 代表 TEL.052-211-2326 <a href="http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/">http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/</a> 市区町村役場の所在地や電話番号を確認	「年金手帳」の有無の確認 ・紛失した場合には、勤務地の年金事務所へ再交付申請手続き 年金を受けるとき 「裁定請求書(事前送付用)」の確認 ・年金が受けられる場合、60歳になる3ヵ月前に日本年金機構から送付 勤務地の年金事務所の所在地や電話番号を確認 日本年金機構(旧社会保険庁) <a href="http://www.nenkin.go.jp/">http://www.nenkin.go.jp/</a>	求職の申込をするとき 「雇用保険被保険者証」の有無の確認 居住地のハローワークの所在地や電話番号を確認 ハローワーク インターネットサービス <a href="http://www.hellowork.go.jp/">http://www.hellowork.go.jp/</a> 失業給付申請用の写真等の準備 会社がハローワークに提出する「離職証明書」等の確認後、署名・押印 「被保険者資格喪失届」を確認
2 退職日	保険証の返却		

	健康保険	年金	雇用保険
3 退職後	健保組合の任意継続加入 退職後20日以内に健保組合で加入手続き 国民健康保険への加入 市区町村役場で加入手続き 任意継続期間が切れた場合 新しく加入する健康保険の選択	専業主婦の妻が60歳未満 退職後14日以内に市区町村役場で妻の国民年金の種別変更手続き ・第3号被保険者 第1号被保険者へ 本人が60歳未満(再就職しないとき) 退職後14日以内に市区町村役場で国民年金への加入手続き ・第2号被保険者 第1号被保険者へ 年金を受けるとき 勤務地の年金事務所で年金の請求手続き ・裁定請求書等を提出 請求の約1~2ヵ月後、日本年金機構から「年金証書」「年金裁定通知書」到着 年金の受給開始 ・年金証書等の到着から約2~3ヵ月後に、指定金融機関預金口座に振り込まれる 「扶養親族等申告書」の提出 ・毎年11月に送られてくる「扶養親族等申告書」を記入後、提出期限までに返送 75歳になると後期高齢者医療制度に移行	求職の申込をするとき 退職後会社から「離職票」を受け取る 「離職票」に金融機関の確認印をもらう 「離職票」受け取り後、ハローワークで失業給付の受給手続き ・「離職票」を提出し、受給資格の決定を受ける 受給資格決定後、受給説明会への出席 ・指定日にハローワークへ行き、「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」を受け取る 第1回目の失業認定 ・指定日にハローワークへ行き、失業認定を受ける 4週に1回の失業認定日にハローワークで「失業認定申告書」を提出 ・失業認定日後、毎回約1週間以内に失業給付金が振り込まれる 未就労の場合 失業給付支給開始から一定期間経過後、失業給付の支給終了 退職の翌日から1年後、失業給付の受給期間終了